

第3回 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する 有識者懇談会 議事録

第1 日 時 平成26年3月25日（火） 自 午後3時00分
至 午後4時52分

第2 場 所 法務省第一会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 取組の現状及び課題
- 3 意見交換
 - (1) これまでの取組で明らかとなった課題
 - (2) ニーズに応えるための法曹有資格者の確保の方法
 - (3) ニーズに対応した法曹養成の在り方
- 4 閉会

第4 出席委員等 大島座長，泉委員，岡野委員，田島委員

○**小川部長** それでは、予定の時刻となりましたので、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の第3回の会議を始めさせていただきます。前回と同様、事務局からの説明と質問対応を担当させるために、法務省から司法法制課長の松本を同席させております。

○**松本課長** まず、私から法務省からの本日の配布資料の確認をさせていただきます。

はじめに、事務局からでございますが、泉委員から国・地方自治体・福祉等分科会のオブザーバーといたしまして、社団法人日本社会福祉会に参加していただいております。御提案がございましたので、同会をオブザーバーとして追記いたしました分科会の設置要綱の改正案をお手元に配布しております。さらに、岡野委員からもペーパーが提出されておりますので、こちらも配布させていただいております。

また、日弁連からは資料が3点提出されております。このほかに、「法律サービス展開本部（イメージ案）」と題するものを各委員の方々に配布させていただきましたが、これにつきましては、組織の具体的な内容などにつきましては、現在日弁連におかれまして調整中ということでございますので、ウェブサイトでの公開は控えてほしいとの要望がなされております。

○**小川部長** 今お話がありました日弁連から非公開とする要望がされているという資料の扱いにつきまして、座長、いかがいたしましょうか。

○**大島座長** この資料については、ウェブサイトでは公開しないということにしたいと思えます。

○**小川部長** 分かりました。

それから、社団法人日本社会福祉会を国・地方自治体・福祉等分科会のオブザーバーとする点については、いかがでございましょうか。

○**大島座長** 配布された資料1にありますような設置要領の改正案、これに従って社団法人日本社会福祉会をオブザーバーとすることにしたいと思います。よろしいでしょうか。

合意されたと思えます。どうもありがとうございました。

○**小川部長** それでは、続きまして、分科会の結果についての報告に移りたいと思えます。前回の有識者懇談会の後で12月3日、2月6日に国・地方自治体・福祉等、それから、12月3日と1月27日と3月5日に企業、11月27日と1月30日に海外展開の分科会がそれぞれ開催されております。そこで、各分科会の座長から分科会の結果についての御報告をお願いしたいと思います。

はじめに、田島委員から国・地方自治体・福祉等分科会の結果についての御報告をお願いいたします。

○**田島委員** 国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会は、第2回分科会を12月3日に、第3回会合を2月6日に開催いたしました。この2回の会合での議論の状況を報告いたします。

まず、第2回分科会の御報告です。第2回分科会においては、日弁連から第1回分科会で取り上げられた試行方策案について報告がありました。一つは条例作り・レビュー等支援研究に関する報告があり、具体的には、大津市のいじめ防止条例に基づく「いじめ防止に関する行動計画」の策定作業を支援する取組が進んでいることなどの説明がありました。

もう一つは、地方自治体と弁護士会の連携構想全国版についての報告であり、日弁連に行政

連携センター（仮称）を設置する方向で準備会が立ち上げられたなどが報告されました。このほか、弁護士等の国・地方自治体・福祉等への組織への赴任促進に関する課題と取組など、その他の課題と対応についても日弁連から報告がなされ、これらを踏まえて意見交換を行いました。

意見交換の席では、日弁連の取組が進んできているという声や、今後も取組のペースを緩めず、都度、全体の進捗状況を報告してほしいという要望、法科大学院との連携を深めてはどうかという意見、自治体等ユーザー側のニーズの認識等が課題であるとの意見、福祉については、自治体以上に弁護士との距離が遠いとの指摘などが出されました。以上、第2回分科会の報告であります。

続いて、第3回分科会の報告を致します。

第3回分科会についてですが、この回でも、まず、日弁連から引き続き試行方策案の進捗状況の報告がありました。条例作り・レビュー等支援研究に関しては、大津市の「いじめ防止に関する行動計画」策定支援の取組が終了したことが報告され、大津市長の感謝のメッセージが読み上げられ、今後他の自治体に対し、債権管理条例や再生可能エネルギー導入条例などに関し、支援を行うべく働きかけをしていく予定であることが報告されました。また、日弁連に設置予定の「行政連携センター（仮称）」については、前回以後9回の準備会を重ね、年度内をめどに設置準備を進めていること、自治体向けに実施されたアンケートの回収が終わったこと、各弁護士会から行政連携の情報を集約しつつあること、愛知において行政連携に関する意見交換会を開催したことなどが報告されました。

また、弁護士等の国・地方自治体・福祉等の組織への就任促進に関する課題と取組に関してシンポジウムを開催したこと、地方公共団体で常勤職員経験のある法曹有資格者へのアンケートを実施、回収したこと、今後自治体で働く法曹有資格者等が集まって研修会兼交流会などのイベントを行う計画であることなどが紹介されました。

このほか、法務省からは、自治体から法テラスに派遣要請があった件や秋田県鹿角市から法テラス地方事務所設置の要望が寄せられたことなどが報告され、中央大学の貫教授からは、法科大学院が本分科会のテーマに関して何ができるかという観点から継続教育等にも意識した発言がありました。

最後に、日弁連から福祉に関して、この間進めてきたヒアリングなどの概要の説明とこれまでの弁護士会としての取組と課題について、市民後見やホームロイヤーといった高齢者に関わる取組、障がい者に関わる取組を中心に報告があり、これを踏まえ、福祉に関する課題を中心に意見交換がされました。

意見交換の席では、弁護士や弁護士会が既にいろいろ取り組んできていることは分かったが、その中でも優先順位などを付けて取組を強化すべきとの意見や、社会福祉士等他士業との連携を進めるべきという意見、法テラスを活用すべきとの意見、地域全体として仕組みを作るべきとの意見、OJTはもちろん法科大学院段階でも、福祉に関わる法曹を育てる取組が可能ではないかという意見、弁護士の収支が合うような仕組み作りが必要といった意見が出されました。

以上を踏まえ、第4回では、引き続き、施行方策の進捗や福祉に関する施行方策案の提案などが予定されていると認識しております。

○小川部長 ありがとうございました。それでは、続きまして、岡野委員から企業分科会の結果

についての御報告をお願いいたします。

○岡野委員 今お話のございました企業分科会は、第2回会合を12月3日、第3回会合を1月27日、第4回会合を3月5日、合計3回の会合を持たせていただきましたので、その概要を御報告いたします。

まず、日弁連から、来月、ひまわりキャリアサポートセンターが設置され、現在企業分科会の試行方策として取り組んでいる事業などをセンターで実施していく予定との報告がありました。また、ウェブを活用した求人・求職情報の提供に関し、これを利用した企業に対するアンケートを実施したことが報告されました。2008年の運用開始後、情報を掲載した313社にアンケートを送付いたしまして、57社から回答があり、そのうち37社がこの求人・求職情報を利用して、合計70人の新人及び経験弁護士を採用したとのことです。弁護士を採用した企業の多くは規模が大きく、東京近郊に本社がある企業ですけれども、中には従業員が100人以下の企業や地方に本社がある企業も複数含まれておりました。

アンケートでは、求人・求職情報の運営に関する改善点として、例えば掲載までの審査にかかる時間の短縮や、求職者が登録する情報として使用できる外国語やレベル等の掲載が求められていることなども明らかになりました。日弁連では、今後運営の改善策を検討し、随時実行していくとのことでした。

また、企業が弁護士をより採用しやすいよう、弁護士が任期付きの出向などで企業に採用される方式への取組を行うということとしております。こちらは現在弁護士を送り出してくれる事務所を募っているという段階になっております。

企業で活躍できる弁護士の養成につきましては、平成25年秋から実施された慶應義塾大学法科大学院の企業内リーガルセッションワークショップ・プログラムの実施状況が報告されました。このプログラムには、法科大学院の2年生、3年生、29名が参加し、契約法務、予防法務、戦略法務等、企業法務部が担う機能ごとに授業が構成されております。受講生は大変熱心に聞いていたとのことで、学生の企業内での法務への関心の高さが感じられております。平成26年度には慶應義塾大学のほか、中央大学や神戸大学でも法科大学院生向けの企業法務に関するカリキュラムが実施される予定と聞いております。分科会では、取組に携わる担当者間での意見交換が提案されまして、事務局でその検討をすることとなっております。そのほか、日弁連が企業内弁護士向けに研修を企画してありまして、来年度実施することが紹介されました。

なお、法務省からはアメリカのロースクールで行われている、弁護士が企業内で働くことを意識した新しいカリキュラムの策定の取組の報告がございました。

女性という切り口からの取組に関しましては、日本政策投資銀行やNPOであるJ-Winからのヒアリングを加え、複数の女性企業内弁護士に対するインタビューの結果の報告がありました。委員からは、若手女性弁護士のニーズとして、ネットワークやメンターの存在が浮かび上がってきており、その取組を推進することが重要であるとの指摘がございました。

分科会では、各事業につき具体的な意見が出されると同時に、これまで各機関が独自に実施していた取組を横断的に見渡すセッションとしてのひまわりキャリアサポートセンターの役割に期待する意見が多数出されました。具体的には、例えば、ウェブによる求人・求職情報に関するアンケートの結果を今後の企業向け広報戦略に活かしていくことや、企業で活躍できる弁護士の各種養成トレーニングプログラムを俯瞰し、情報等を統括する機関となることなどがあ

りました。日弁連では、こうした指摘を踏まえながら4月以降の具体的な事業計画を策定することです。企業内弁護士の増加につながっていくことを期待しております。

ところで、企業での法曹有資格者の活動領域拡大のためには、企業においても活躍できる法曹を養成することが不可欠ですが、分科会での議論の過程では、現在の法曹養成制度が企業で活躍できる法曹を養成する制度になっているかについて、様々な意見が出されました。そこで、法科大学院から継続教育に至るまでの法曹の養成課程について分科会のメンバーから出された意見を添付で今日お出しさせていただいております。

こちらについては後ほど議論が予定されていると認識しておりますので、後ほど御報告させていただきたいと思っております。

○小川部長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、大島座長から海外展開分科会の結果について御報告をお願いいたします。

○大島座長 海外展開に関する分科会は、第2回会議を昨年11月27日、第3回会議を今年1月30日に開催いたしました。これらの会合の結果についてまとめて御報告したいと思います。

海外展開に関する試行方策について、現時点での幾つか具体的な進捗について報告を受け、情報を共有し、その上で活発な意見交換が行われました。

まず、法務省から「法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究プロジェクト」について進展の報告がありました。これは、既に御承知と思いますが、海外に進出した日本企業、在留邦人が現地で必要としている法的支援のニーズやそのニーズに対応した支援の在り方、また、国際訟務案件対応のための事例等を調査・検討するプロジェクトであります。

新年度予算を得て、4月以降、シンガポール、タイ、インドネシアの3か国を対象に3名の弁護士を派遣し、現地に滞在の上、調査研究を実施することになっており、現在派遣する弁護士を選定中であると承知しております。本分科会でも構成員の日本商工会議所から調査について現地の商工会議所と協同して現地日系企業向けのアンケートを実施してはどうかという具体的な御指摘がありました。このほか、いろいろな形でこの事業には大きな期待が寄せられていると思っております。

本プロジェクトの実施には、現地にある日本の官民関係機関の御協力が不可欠ですので、関係方面へのお願いとしてプロジェクトの円滑な推進のためにアンケート、ヒアリングをはじめ、御協力をお願いしたいと思います。来年度以降もこのプロジェクトを継続することは有意義だと思いますので、法務省におかれては引き続き努力されるようお願いしたいと思います。

また日弁連は既に種々いろいろ取り組んでおられますけれども、その内部に新たに「法律サービス展開本部」を設置するというお話がありまして、それに関連して、その下に設置される組織の一つである「国際業務推進センター」について活動の予定などが紹介されました。このセンターでは、日本国内、国外で国際業務に携わる弁護士への支援、また、そのような弁護士の育成等を中心に活動が予定されているということだと承っております。専門分野における知識や技能の習得、また、同じ専門分野に携わる弁護士によるネットワークの形成など新たな取組がされているということですので、国際業務に携わるより多くの弁護士が育成されるものと期待しております。

日弁連からは、更に中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の活動の状況について具体的な報告を承りました。これまで1年ほどの実施で65件の利用があったということですが、この制度では、1回目の相談に限り相談料がかからない形で行っているということですが、この制度を利用した企業の約半数程度がその後も弁護士に相談を継続したり、実際に費用を負担して弁護士に依頼するということが、弁護士に依頼する割合が一般的な法律相談に比べて非常に高い、海外展開する中小企業には、専門家を必要としている現状にあることがうかがわれる、という分析報告がありました。現在、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡の5都府県で実施しており、今後は全国10都道府県に拡充すべく調整予定であると承知しています。一定の実績を上げている取組でありますので、より積極的に利用されるよう、更なる拡充を期待します。

また、日弁連においては在外で生活、活動する日本人、つまり、いわゆる在留邦人に対する支援について、在外公館で在留邦人向けに現地での生活に関わる法律問題について説明をするセミナーを企画中であるという報告も承りました。

人材育成事業についてですけれども、日弁連からセミナーの開催や国際機関でのインターンの実施等これまでの取組が報告をされました。新たな取組としていわゆるグローバルローヤーとして活躍できる実務家の養成という観点から、法科大学院の既存講座の弁護士向け開講や新たな講座の開設といった取組がなされている旨の紹介もありました。グローバルに活躍するために必要な能力、語学力はもちろん、コミュニケーションスキル等の養成に向け、あらゆるレベルでの積極的な取組がなされることが期待されます。このほか法曹有資格者の国際機関へのさらなる採用について日弁連と外務省の国際機関人事センターとの協議がなされているという旨の報告もございました。

以上、我が海外展開に関する分科会の御報告を申し上げます。

○小川部長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、法務省のほうからもこれまでの取組の状況とその中で明らかになった課題についての御報告をさせていただきます。

○松本課長 私から御報告申し上げます。

まず、各分科会におかれましての積極的かつ具体的な御検討と、これと並行した主に日弁連の各施行の実施に向けた取組について御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。このような取組の中から課題等も浮かび上がってきておりますので、この点御報告申し上げます。

まず、被災地自治体の要請に応じた法テラスや日弁連からの弁護士の派遣をはじめといたしまして、一部の分野では既に弁護士が進出するという具体的な成果が上がっておるところでございます。その一方で、これまでの取組を通じて活動領域の拡大のために解決すべき課題も明らかとなりつつあると考えております。

まず、この点の課題の1点目といたしましては、ニーズが認められるにもかかわらず、これに対応した弁護士の確保が必ずしも円滑に行われていない分野があるという点が挙げられます。例えば、自治体の分野について申し上げますと、地方自治体から弁護士会に対しまして、任期付職員として弁護士の推薦を依頼したにもかかわらず、弁護士会が行った公募に対して応募者がなかったため、最終的には当該自治体が法テラスに対してスタッフ弁護士を派遣することを依頼したという事例が報告されております。このように自治体の側で弁護士に対するニーズがあるにもかかわらず、弁護士の確保ができないという事態が生じることの原因といたしま

しては、それまでの仕事を中断して自治体で勤務をした弁護士がその任期付の任期満了後のキャリアについて不安を感じるというキャリアパスの問題があるのではないかとこのように考えているところでございます。

また、福祉の分野におきましては、弁護士に対するニーズがあるにもかかわらず、弁護士の確保が困難であるという指摘がなされております。福祉の分野につきましては、そもそも数多くある関係機関との具体的な連携構築に多くの時間と手間を要するというような点とか、あるいはこの分野におけます弁護士業務が明確な形で確立しているとは言えない現状でありますことなどから、業務の採算性を確保することが困難であり、福祉に関する業務を行う弁護士の多くは、実際は手弁当で活動せざるを得ないことなどが障害となっているとの指摘がございませう。このような特定の分野におけます事業の採算性の確保という点が活動領域の拡大のための課題の2点目として挙げられると考えております。

さらに、課題の3点目といたしましては、供給側であります弁護士と利用者でありますところの国・自治体、企業などとの間で弁護士に対する供給とニーズをうまく結び付けることができているという点が挙げられるのではないかと考えております。この点につきましては、弁護士に対する潜在的なニーズあるいは弁護士が活躍し得る分野を弁護士や司法修習生あるいは法科大学院生が十分に認識できていない、あるいは開拓しようとしていないという供給側の問題と、国・自治体、企業などが弁護士の有用性を十分に認識できていないのではないかとこの需要側の問題があると考えております。法曹が活躍し得る多様な分野につきまして、利用者側と供給者側の双方がよりよく認識できるようにするための仕組みや、これらの分野で法曹を試験的に利用できるような仕組み構築することが今後の課題ではないかと考えております。

この後に予定されております本日の意見交換会におきましても、これらの課題に対応するための方策を中心に、今後法務省及び日弁連において取り組むべき具体的な方策について皆様方の御意見を頂ければと思っております。

○小川部長 意見交換の前に日弁連のほうから活動領域の拡大に向けた活動を行う法律サービス展開本部の設置を初め、これまでの日弁連の取組の状況についての御報告をお願いしたいと思います。

○大貫次長 それでは、私のほうから御報告させていただきます。

お手元の机上配布資料、法律サービス展開本部（イメージ図）というのがございます。これは三つの分科会を受けて、そこで議論されたこと、協議していただいたことについて日弁連内でそれを実施、推進、展開する目的で設立されたものでございます。この法律サービス展開本部自体は、3月の理事会で日弁連で正式に設置要綱が承認されております。その中にございませう自治体等連携センター、ひまわりキャリアサポートセンター、国際業務推進センター、これが三つの分科会に対応するセンターでございませうが、その人選及びそこでの課題等々について、人選と課題についてほぼほぼ出来上がり、4月のスタートに向けて鋭意準備を進めておるという状況でございます。

こういった法律サービス展開本部を中心とした展開をするのですが、日弁連からの報告として、これまで各分野について日弁連が行ってきた事柄と今後この法律サービス展開本部を中心として行っていく事柄について若干お時間を頂いて御報告申し上げたいと思っております。

まず、国・自治体・福祉の分野でございませうけれども、田島座長のほうから御報告がございませうように、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関す

る分科会において、このテーマに関する日弁連の従前の取組を御説明するとともに、同分科会の下での施行方策として条例作り、レビュー研究、地方自治体と弁護士会の連携構想などを進めてまいりました。こうした取組もあってということも理由の一つでございますが、私どもとしても徐々に国・自治体や福祉関係者の側の意識、そして、弁護士の側の意識も変わってきていると感じております。一つの証左といたしまして、本日配布いたしました日弁連提出資料を見ていただきたいと思うんですが、これの2ページを見ていただきますと、国や自治体に赴任する弁護士、法曹有資格者が年々増えているという状況が見て取れるものでございます。同分科会を開始した半年前に比べても増加の傾向にあるということがデータ上表れておると。ただ、そうは申しまして、今後更に国や自治体、福祉関係団体に赴任する弁護士を増やし、あるいはこうした関係機関に対し組織の外から法的支援を行う機会等も増やすべく、これまでの弁護士、弁護士会の取組を更に進め、拡大していく所存でございます。そのためのツール、ドライビングフォースとしてこの法律サービス展開本部の中の自治体等連携センターというのがあるということでございます。

この自治体等連携センターで行うべき事柄というのは、机上配布資料のこの左側の下の緑色の枠の中で記載されています丸ポチが三つございますが、これが活動の柱というふうに御理解ください。一番上の丸ポチの国・地方公共団体等のニーズに対応した法律サービスの展開・促進という点に関しましては、各弁護士会が現在有しております自治体等との連携機能を活性化させること、自治体等の多様かつ専門的なニーズにこたえ、弁護士と自治体との相互理解を深め、組織の内外からサポートする人材の裾野を広げるという観点から極めて重要であると認識しているところでございます。

各弁護士会や日弁連内の関連委員会はもとより、国や地方自治体等の関係者や関係団体とも協議を重ねて、常に連絡を保ちながら日弁連が旗振り役となって各会内における情報共有、外部への積極的な情報発信、マッチングに向けた取組等を推進するとともに、条例の策定や公金債権の管理といった分野における弁護士活用を促進するための諸施策も併せて講じていく予定でございます。

二番目の丸ポチ、福祉分野における法律サービスの展開・促進でございますが、これは各地における弁護士等の取組を調査、共有し、社会福祉法人と関係団体向けの広報活動を行うなどを現時点では計画しております。

三つ目、公共機関等における弁護士の任用促進、養成、弁護士への支援活動といたしましては、弁護士を組織内部の職員として活用するニーズは、潜在的なものを含めれば非常に大きいものがあるという認識の下、そのニーズをいかに掘り起こして実際の募集、任用にまでつなげていくか、また、そのための人材をいかに円滑に供給していくかが鍵となると認識しております。昨年から今年に掛けて実施した全国の自治体を対象としたニーズ調査や自治体内弁護士等を対象としたアンケート調査の結果を踏まえまして、自治体等への効果的な広報活動に取り組むとともに、弁護士や司法修習生、法科大学院生を対象としたパンフレットの作成、経験者との懇談会の開催、応募を検討中の弁護士のためのアドバイザーシステム、経験者やその内定者を対象とした研修会や経験交流会の開催など任期前、任期中、任期終了後のサポートも含めて意欲ある有能な人材の裾野を広げ、できるだけ多くの弁護士が応募しやすい環境を整備するための対策を総合的に講じていく予定でございます。

先ほど法務省様のほうから御指摘いただいた三つの課題の中のキャリアパスの問題というの

は我々も認識するところがございます、任期中、任期中、任期中後のサポートをいかにすべきかということも視野に入れた施策をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、企業関連でございますが、これまでの取組と課題につきましては、お手元の日弁連提出資料の1ページ目及び4ページを見ていただきたいんですが、企業関連でございます。企業内弁護士の数というのは着実に増えてきており、今年3月現在、これ最新の数字ですが、これは4ページ目に記載がございます。1, 100人を超えたということがございます。ただ、当連合会の調べでは、登録者の半数以上が61期以降の弁護士、これは4ページに記載の表等を見ていただくとお分かりになると思いますが、若手というふうに言われておる弁護士が半数以上という結果となっております、法律事務所での経験を経ないで企業に就職している弁護士も多数いるのではないかとこのように推察されます。

先ほどの岡野様からのお話でもあったように、ウェブによる求職・求人情報というのを今、日弁連で行っております、これが2008年の運営以来、これは利用企業が毎年着実に増えてきております。利用企業におけるアンケートも実施しましたが、その結果は先ほど岡野座長から御報告いただいたとおりでございます。

それで、こうした中で更に多くの企業に情報を提供する等して、弁護士に対する採用の意欲を持つ企業を増やしていきたいと思っておりますし、企業で働く意欲を持つ弁護士を増やしていきたいというふうに考えております。同時に、企業内弁護士の活動を支えるための研修等にも力を入れていきたいというふうに考えております。このような課題に取り組むために先ほどの図で示させていただきましたひまわりキャリアサポートセンターを4月をめどに発進させるということを考えております。

このひまわりキャリアサポートセンターにおいては、先ほど出ましたひまわり求人・求職ナビの運営の改善、セミナー等イベントの企画や広告媒体の改善、拡充を図るなど、企業や弁護士等に対する情報の提供をより進めていきたいと考えております。また、その前提となる情報の収集、具体的には弁護士採用企業や企業内弁護士へのヒアリングを行い、情報提供や広報に利用していきたいと考えております。

更に加えて、ひまわりキャリアサポートセンターでは、分科会でも御指摘のありました企業で活躍できる法曹の養成を課題と位置付けまして、企業で活躍できる弁護士を養成、トレーニングするための継続研修カリキュラムの検討、実施に取り組んでいきたいと思っております。さらに、情報提供や養成カリキュラムに関しまして、関係機関との連携等を深めて進めていきたいというふうに考えております。

三つ目、最後となりますが、海外展開の分野でございます。これまでの取組と課題といたしましては、大島座長から御紹介があったとおり、特に中小企業海外展開支援弁護士紹介制度など日弁連の取組を初めとして、国際業務に携わる弁護士が精力的に活動しているところではあります、昨今の日本企業の海外進出、また、法人のグローバル展開に伴い、国際的な法律問題発生リスクがますます高まってきております。この現状を踏まえ、更に多くの弁護士が国際業務に関わり、広くリーガルサービスが提供される必要があると考えておるところでございます。

そういった課題に対応するために、先ほどの机上配布資料に記載されております法律サービス展開本部中の国際業務推進センターが中心となってこの施策を進めていく、その取組の案といたしましては、大きく4つの柱がございます。

一つ目は、日本の国内で外国人の事件も含め、個人に関する国際的な業務や海外展開する中小企業等に関する業務に携わる弁護士の活動を支援することを考えております。例えば国内での弁護士のネットワークを作ることやそのネットワークあるいは既に存在しているネットワークを支援することなどや、現在施行されております中小企業海外展開支援弁護士紹介制度を更に拡充していくことが一つ目の柱でございます。

二つ目は、これは研修関連なんですけれども、育成関連なんですけど、多くの弁護士が国際的な業務に携わり、広くサービスを提供できるように弁護士の育成に積極的に取り組んでいく予定でございます。例えば留学でありますとかインターンなどの弁護士の海外研修への支援もより具体的に充実させていきたいと考えております。さらに、研修にとどまらず各関係機関と連携いたしまして、法科大学院生や司法修習生向けのセミナーなどもより積極的に取り組みたいというふうに考えております。

三つ目の柱でございますが、日本国外で活動する弁護士への支援として、諸外国における在外邦人、日系企業の現状や日本弁護士に対するニーズなどの調査や各国の弁護士会との連携の在り方を検討すること等を考えております。現在、法務省様の企画で海外調査というプロジェクトが具体的に進んでおりますが、日弁連におきましても、嘱託弁護士、これは国際室という国際専門の嘱託弁護士の室があるんですが、その室においてアジア専門の嘱託弁護士を採用して、具体的な活動を展開しようということで、これも準備を進めておるところでございます。

最後になりますが、4つ目、国際機関を初めとする国際的な組織において弁護資格を持ったものを広く登用すべく、そのための方策について関係機関と協議を重ねるなど積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

それで、最後になりますけれども、先ほど法務省様のほうから御指摘いただいた課題の中で、業務の採算性でありますとか供給側と利用者側のマッチングの問題等々も当然のことながら視野に入れて、この法律サービス展開本部のそれぞれのセンターを中心として、一つ一つ具体的に課題に向かっていこうというふうに思っております。

○小川部長 ありがとうございます。以上の御報告を受けまして、意見交換のほうに移りたいと思います。本日の意見交換では、三つのテーマ、第1に、これまでの取組で明らかとなった課題、第2に、ニーズにこたえるための法曹有資格者の確保の方法、第3に、ニーズに対応した法曹養成の在り方、この三つの論点について忌憚のない御意見を頂ければというふうに考えております。座長、こういった進行でよろしいでしょうか。

○大島座長 是非そういう方向でお願いします。

○小川部長 それでは、初めに今申し上げました三つのテーマのうち、これまでの取組で明らかになった課題についての御議論を頂きたいと思います。先ほどの法務省、日弁連からの報告の中でも触れられておりましたが、これらの点に限らず、活動領域の更なる拡大のために解決すべき課題について御意見を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

○田島委員 他の分科会の所でも一生懸命やっただいていただいているようですが、私どもの国・地方自治体の所でも取組を皆さん考えていただいているんです。福祉の所はニーズが非常に多いということは皆さんお分かりいただいて、しかも、それは被害者救済という問題と、もう一つは加害者の罪を犯した障がい者・高齢者の問題というのは議論されているところなんですけれども、両方とも非常に法曹の支援が必要だということは認識されてきているんです。

ただ、ほかの部門、例えば国際部門とか企業の皆さんたちの所と違うのは、国や自治体と大

大きく違うのは採算性というところなんです。結局弱い立場の人たち、障がいを持ったり、それから、高齢の人たちの所はどうしても自分でそういう法曹、福祉サービスを受ける、利用するということが非常に困難なんです。これは何で困難かという、やはり経済的な理由が一番大きいと思います。こういうことでいろいろな議論をしても結局行き詰まる、話が止まってしまうのは、この採算性をどうしますかというところなんです。これは我々の分科会の中では、国と行政の進めていき方と、福祉関係のところのやり方というのは、これは少し考え方を変えないといけない。特に福祉関係の団体あるいは本人さんたちの所というのは、この採算性をどうするか、どういう形で支援をするかというのを、ここに集中して意見を集めて解決策を考えないと、同じところをぐるぐる回ることになってしまいます。

日弁連でも一生懸命いろいろな取組をさせていただいているんですけども、結局これも基本的にみんなが意識を変えなくてはいけないということです。医療や福祉のサービスは、ボランティアで何かやる。ボランティアでやるのがいいことだと。ボランティアの範囲内だというのを今までずっとそう考えてきたんだと思います。この考え方がニーズはたくさんあるのに、それにうまくマッチングしない、ミスマッチが起こった大きな原因だと思います。ですから、特に弁護士さんたちは、たくさんの方がボランティアで支えていただきました。今まで私が経験しただけでも40年の間、弁護士さんたちの支えの中で我々福祉関係者がやってきたのはたくさんありました。

ただ、それは本当に志の高い、しかも、ボランティアの精神に非常にあふれた方で、しかも、業務上である面では余裕のあるほんの一部の方です。そういう方しか実は関わってこれない。特に若い、今その問題に新しく取り組もうというような人たちの所は、結局ボランティアできる状況ではないんです。ですから、関われないと、こういうことです。特に採算性においては、きちっと業務として弁護士が活動をできるような仕組みを作れるか、という点が他の部門とは違うものだと思います。他の部門は、それぞれ企業の皆さんも相当力があられるとか、あるいは国際的な所も弁護士を採用される力があられる、行政もまた考えようによっては、やろうと思えばできないことはない。しかし、福祉に関わるころは意識的なものと経済力にも問題がありました。

それともう一つ、福祉の中でも福祉事業を展開している事業所の所は、例えば社会福祉法人などは今相当力を付けてきています。ですから、ここは採算性といいますか、経済的なものについては、行政やその他の企業の皆さんたちと似た所があるんだと思います。

ただ、障がい者・高齢者のところの御本人さんたちの所は、特別の枠組みを何か考えていただけないだろうかということが強く感じました。まず、ここだけお願いしたいと思います。

○小川部長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○大島座長 今のお話を承って、私ども海外展開の方でも実は同じような問題、果して採算性という言葉が良いのかどうかという疑問はありますが、同じような問題があると思われました。そこで引き継いで話させていただきたいと思いますが、我々としても法務省の試行方策を通じて、どういうニーズがあるかということ調べる必要があると考えています。そこでは少し福祉の分野と違って、ニーズそのものを探さなければいけないことがあります。しかし、恐らく潜在的なニーズというのは必ずあると考えています。それがどうして顕在化しないのかについては、一方では何となく気が付かない問題もあると思いますけれども、他方では現実的な要素があるのではないかと。つまり他の分野でも基本的に最後は、一言で言えば、採算性の問題が

どこかに隠れていると思われませんが、海外展開の分野でもそういう話があるのではないかと思います。

そこで、興味深いと思ったのが海外展開分科会の際に日弁連から御説明があった海外に進出する中小企業支援のための弁護士紹介制度、これは紹介を無料にするというところが一つポイントではないかと思いました。無料にすると、是非聞いてみたいということになる、つまり敷居が低くなっている、のだと思います。敷居が低いと話が持って行きやすくなり、そこで、そうか、こんなにいいものだった、それでは費用を負担してでも活用しようかと、こういう話になっていくのだと思います。したがって、どうやって潜在的なニーズを掘り起こしていくかということが重要だと思います。

つまり、いろいろな所で潜在的な需要を現実の活動に結び付けるために採算性という言葉に隠れている需要と供給を結び付ける方法が大事ではないかと思っています。海外展開の場合には新しい分野というか、ニーズを探すと同時に、それをどうやって具体的な話に結び付けるか、そのギャップがあると思います。コストとベネフィットのギャップを誰がどうやって埋めるかという話に尽きていくのではないかという気がしました。

○**小川部長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○**岡野委員** 先ほど法務省の御報告の中に自治体からの要請に対して応募者がなかったというようにお話がありましたけれども、その理由は今のようないわゆるマッチングの際の経済的な問題にあるのか。御報告の中にはキャリアパスへの不安というのもあったかもしれません。今後企業でも様々な取組を正に今御報告のあったとおり、日弁連の法律サービス展開本部の中のひまわりキャリアサポートセンターなどが展開されると思いますが、そのマッチングがうまくいかなかったときの背景をもう少し詳しく分析する必要があると思っております。これは日弁連にお願いするのもかもしれませんが。これは特にまだ分科会で話をしていないのですが、例えば30歳ぐらいの人の給与がどのぐらいなのかという認識さえ多分企業側にはそれほどありません。これが2,000万も所得がなければ働いてくれない人だったらとても採用はできないわけですが、実際有資格者がどのぐらいの報酬を求めているのかという状況もよく分かっていないわけです。やはりマッチングするには労働市場としてのマッチングの要件みたいなものというのを、もう少し明確にしていくことが必要なかなと少し感じております。したがって、御検討いただければと思っておりますし、今後の展開の中でそういうことが明確になっていくことが好ましいのではないかと考えております。

○**大島座長** 今の話を受けて補足させていただくと、海外展開の場合に需要があることが分かった際に、海外にどうやって法曹の方を展開するかという話ですが、もしビジネスとして十分採算が取れるのであれば、自ずと行く法曹関係者がいるわけですから、問題はそこでビジネスとして成立しない所にどうやっていくかということだと思います。そこで、在外にあるいろいろな機関に人を置く。負担を負ってもよい。そうすると、そのコストを誰が負担しているかということは明確になります。そのコストの負担の仕方をどうやって確保するかという話になるのだと思います。そういった意味で、需給のマッチングと隠れたコストの問題というのはあるのかなと思って、あえて補足させていただきました。

○**泉委員** 今のお話と関連しますが、私としては、社会のニーズが強いにもかかわらず、それに対応できていないというギャップの大きさこそが最大の課題だと思っています。

自治体と法テラスの二つ例を挙げて、話をしたいと思います。

まず、自治体についてですが、自治体側にニーズがあることは確かです。実際に他の首長と話をして「それはいいな」ということで募集された自治体をいくつも知っています。ところが、自治体がせっかく募集しても、弁護士が誰も応募してこないという場合があるようです。

この点に関して言いたいのは、日弁連の姿勢がまだまだ不十分だということです。広報面での協力も不十分ですし、組織的な応援のムードも不十分です。

明石市の場合、弁護士以外に社会福祉士などの専門職についても全国公募で採用をしていますが、日弁連以外のいずれの専門職団体からも、広報面における全面的な御協力をいただいています。例えば社会福祉士会の場合、会員は3万8000人程度おられますが、その会員全員に対して、明石市の募集要項を、会報に入れて無料で配っていただいています。臨床心理士会や精神保健福祉士協会や司法書士会リーガルサポートなどについても、ほぼ同様の対応をいただいています。ところが、日弁連については、ホームページなどでの協力にとどまっており、他の専門職団体との比較からしても、協力姿勢として果たしてどうなんだろうかと思わざるをえません。

また、組織的な応援のムードの違いも指摘せざるをえません。明石市の職員として働くことになった社会福祉士や臨床心理士に聞いたところ、同業者からも「頑張っておいで」と、皆さん応援をいただいて明石市に来たとのこと。ところが、残念ながら弁護士の場合には、必ずしもそうではないようです。

以上に述べたことなどから、私としては、弁護士会を挙げての応援態勢の確立というのが喫緊のテーマの一つではないかと強く認識をしています。

次に、法テラスに関してですが、実はこのたび、3月11日の震災3年の追悼集會に併せて、岩手、宮城、福島にある三つの法テラス被災地出張所に行ってまいりました。そして、現場で頑張っておられる職員のお話や地元の被災者の方々のお話を伺ってまいりました。そこであらためて実感したのは、被災者からのニーズの強さです。しかるに、弁護士がそのニーズにこたえ切れていない。その現状に対して、憤りすら感じたのが正直なところです。

一例を挙げますと、被災者の皆さんの多くは弁護士に相談をしたいと言っておられ、私の感覚からすれば、いずれの法テラスについても弁護士の常駐が必要な状況のように感じられました。ところが、ある被災地出張所の場合、弁護士がその法テラスに来るのは週に1回、月曜日だけとのことでした。その曜日以外は弁護士と直接に会うこともできず、翌週の月曜日を待たざるを得ないのです。被災者のニーズが弁護士に向けられているにもかかわらず、弁護士がそのニーズに対応できていない。大きな問題と言わざるをえません。

また、移動相談車というアウトリーチ用の車が配備されているにもかかわらず、弁護士の応援体制が不十分なために、その車が十分に活用されていないのも残念でした。職員が広報活動などに利用しているとのことでしたが、弁護士の協力があれば、その車で仮設住宅を回って、お困りの方々のいろいろな相談に応じられるわけですから、もったいなくて仕方ありません。

被災地に実際に足を運んでみて、社会的ニーズは本当に強く、被災者、市民、国民は弁護士を必要としており、ニーズにしっかりと対応できる体制作りが必要だと、あらためて感じた次第です。

○小川部長 ありがとうございます。課題の関係でいろいろと御発言いただきましたが、ほか

にこのテーマについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、またもし必要があればこの点についても触れていただくということで、続いて次の論点のほうに移りたいと思います。

意見交換のテーマの2点目といたしまして、ニーズにこたえるための法曹有資格者の確保の方法、この点についての御意見を頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○田島委員 先ほども申し上げましたように、特に福祉の所はいろいろな特殊な事情があるのではないかと思います。そこで、今一番現実的な所というのは法テラスの所だと思います。泉市長からもまだ足りないというお話ですけれども、実際そういうところもあると思います。

ただ、前から比べると非常に有り難いと思っているのは、法テラスの活動が非常に広がってきたことです。そこで、特にスタッフ弁護士なんかもう少し配置をきちっとされて、それで、もう少しこまめに行き渡るように更なる充実をお願いできないだろうか。そのことによって地域の中で法の差別を受けることが少なくなったということはもう事実ですので、ここを更に深めていただくということがニーズにこたえるためのすぐできやすいところだと思います。ここは是非御検討いただいて、なお進めていただければと思います。

○小川部長 ありがとうございます。

○大島座長 法曹有資格者の確保という観点に関連して追加的な話をさせていただきたいと思います。海外展開の分野では、ニーズの主なものとして中小企業の海外展開への支援という課題にかなりの力が入っています。試行方策もそうですし、いろいろな日弁連のテーマもそうです。それに対して、海外展開で少し視点を変えた課題として、どんなものがあるかを考えると一つは途上国、つまりアジアとかアフリカの国に対して新しく国家作り、近代国家作りの上で当然その法制度を整備していかなければいけない、もちろん当然既に各種努力は進められているわけですけれども、更に現代の仕組みに合わせるという需要は幾らでもあると思います。そういった相手国のニーズに対して日本として途上国援助としてどのような支援が可能か、政府自体の援助による支援でなくてもよろしいわけですが、そういった点も法曹の方が活躍する場としてあり得るのではないかと思います。

それから、中小企業の海外展開に加えて、当然企業が展開すれば在留邦人、すなわち日本人で現地で生活する方が増えることになります。それから、もちろん企業と関係なく自分で事業で行かれる場合もあるし、全く個人の理由で行かれる方もいると思います。しかし、海外に行かれる人が多くなるほど当然いろいろな現地でのリーガルリスクというのでしょうか、法的な問題に当面することが多くなります。あらかじめ知っていて当面するわけではなくて、減じて予想せずに当面してしまう場合があります、事前にどういうことをしておけばよいのか、あるいは事後的というか、問題に当面してからどうするのかということについてどんなことがあり得るのか、状況を把握する必要があります。これから在留邦人がますます増えていくわけでしょうし、また、それぞれの国で異なった法的環境があるわけですから、全体をどういうふうに把握して、どういうふうなニーズとして捉えて、どうやって対応するかを調査研究する必要があります。先ほどちょっと申しましたが、在外公館あるいは現地にあるいろいろな官民の組織においてどういった形で人が配置されることが良いのか、それだけの需要があるのか、予算的に手当てができるのか、このような課題をもう少しニーズの調査とともに研究されたらどうかと思います。

このような形の在留邦人支援も一つの重要な視点ではないかと思えます。このような形で活動分野の展開、法曹有資格者の確保の必要性、ということになってくるのではないかと思えます。

○小川部長 ありがとうございます。

○岡野委員 企業の分野でいけば、先ほどの日弁連のひまわりキャリアサポートセンターが今後展開されていて、これまでの求人・求職ナビのようなものの改善が行われていくのだと思えます。多分企業と有資格者、日弁連若しくは、日本組織内弁護士協会なのかは別として、情報の非対称性がやはりあるのだらうと思えます。やはり組織の中で弁護士を活用する場合、こういう活用の仕方の例があるとか、もちろんそれには法律相談的なものがあるかもしれませんが、場合によっては積極的に企業の戦略に関わるような有資格者の活用もあるのだらうと思えます。そういうモデルみたいなものを、もう少し現在の活躍されている方の例を中心に作り上げながら、それを例えば、経済団体のほうに情報として流していただいたらいいと思う。有資格者のこういう活用例があるので、一度採用してみませんかというマッチングの手前で、お互いの情報の非対称性を埋めるような取組を今後も展開していくことが我々分科会の課題なのかもしれません。こういったことが今後の課題として位置付けられるのではないのかなと思っております。そういう取組をしていかないと、逆に活用している企業は活用しているけれども、全く御縁のない企業は御縁がないという状況になる。特に今、大島先生からもお話がございましたように、中小企業、海外展開も含めてですが、もっと活用される機会を持っているような企業もたくさんあるのではないかと思えます。しかし、なかなかそういう例も知らないままに進んでいるというのであれば、少し情報をお互い交流させることによって気付きを与えていって、採用、活用に結び付くようになればいいのではないかと思っております。

○小川部長 ありがとうございます。

○泉委員 先ほどの話の続きになりますが、三つばかり期待したいことがあります。まず一つは法テラスの拡充、二つ目は法務省と関係省庁の連携、三つ目は日弁連のリーダーシップです。

一つ目の法テラスの拡充についてですが、法テラスには可能性をすごく感じています。採算性がない部門についてもしっかりと対応が可能なのも魅力ですし、司法改革の理念でもある、全国にどこにいても手を伸ばせば届く、お金がなくてもしっかりと支援を受けられるという、法の支配を社会の隅々に行き渡らせるという趣旨からしても、法テラスは非常に有意義だと思っています。

この法テラスの拡充に関して、4つばかりお願いがあります。全国への展開、相談体制の整備、アウトリーチの実践、福祉分野などへの対応の4つです。

まず全国への展開のお願いです。例えば、南三陸だと、仙台まで2時間半かかります。そこで、その南三陸に被災地出張所を開設したわけですが、それでもまだ隣町から来るのに2時間ほどかかったりもするそうです。全国となると、もっと広いです。全国どこにいても手を伸ばせば届くようにするためには、全国いたるところ法テラスという拠点をしっかりと位置付ける必要があると思えます。それがまず1点目。

2点目は、相談体制の整備です。相談拠点があっても、週に1回では話になりませんので、スタッフ弁護士なのか、近隣の弁護士会との連携なのか、人数の多い東京の弁護士が出張していくのか、やり方はいろいろあると思えますが、いずれにしても、相談したいと

きに1週間待たなくても、弁護士と膝を交えて相談できる法テラスであっていただきたいというのが2点目です。

3点目は、アウトリーチの実践です。敷居の高い法テラスではなく、市民のもとに出かけていく法テラスであってほしいと思います。移動相談車の活用も有効だと思いますが、それに限らず、アウトリーチが可能な体制づくりを是非お願いしたいです。

最後の4点目は、福祉分野などへの対応です。狭い裁判分野にとどまることなく、もう少し幅広い分野、例えば高齢者や障がい者への法的支援の分野においても、しっかりと対応できる体制をとっていただきたい。そのために必要であれば、法テラスに関する法改正も是非検討していただきたいと考えています。

次に期待したいことの二つ目ですが、法務省と関係省庁との連携についてです。法務省だけで全て何でもできるわけではないと思いますので、厚生労働省や総務省といった関係省庁とできる限りすり合わせをお願いしたいと思っています。

実は今日の午前中に成年後見に関する研究会があり、厚生労働省の職員の方とも同席だったのですが、そのときにも、法テラスへの期待が話題として出ておりました。法務省と厚生労働省がしっかりと連携すれば、福祉分野などにおいても、いい形をとれるのではないかと期待をしています。

三つ目の日弁連のリーダーシップについてですが、これについては、スケジュール感のある、スピード感のある対応を期待しています。その際、いつも言っていることの繰り返しとなりますが、発想の転換を是非お願いしたいです。トラブルを裁判所で処理すれば足りるのではなく、法の支配、リーガルマインドを社会の隅々に行き渡らせるという発想への転換、狭い裁判所中心主義ではなくて、困っている方々のそばに寄り添うという発想への転換をお願いしたいです。不採算部門についても、見捨てることなく、法テラスなどとよく相談し、しっかりと前に進んでいただきたいというのがお願いです。

○小川部長 ありがとうございます。大分いろいろと御意見いただきましたが、ほかにいかがでしょうか。

○田島委員 具体的にニーズにどうくっ付けるかというのは、小さな問題でも一つずつ具体的に片付けていく必要があるのではないかと思います。今、福祉の所では、法テラスでは障がいを持った人たちの所に寄り添っていただくというのは少し進んできているんですけども、高齢者の問題なんかになると、実は介護保険からそういう費用がある程度出てくるような仕組みをもう少し考えると、あるいは障がい福祉の場合ですと、相談支援なんかのところでも弁護士さんたちなんかをもっと参加していただかないと解決できないような法的なトラブルが増えていきます。

それから、特に今虐待防止法が施行されましたので、これは行政も大変なんですけれども、実は社会福祉法人側は非常に大変なんです。今まで以上にちょっとした出来事が起こると通報がどんどん起こるんですね。行政側は通報に従って必ず調査をしなくてははいけない。行政側も大変な状態なんですけれども、我々今度は福祉事業者の所も特に強度行動障害とか情緒障害とか、それから、高齢の精神障害を伴った認知症の人たちの所なんかというのは、もう日常的にいろいろな問題が起こっていますから、そうすると、そこで法的な問題がわっと吹き出ているんです。去年の10月以降、飛躍的に出てきています。そこに具体的にいろいろな相談をする行政側にも弁護士さんたちのような法の専門家がいませんし、それから、我々側もないものです。

から、そこで大混乱をやっているわけです。ほとんど仕方ないから、もう最後は警察になる。警察はそういうのを今まで取り扱ったようなこともないものを刑事告発されるわけですから、当然捜査しなくてははいけない。

そういう具合に、今福祉の現場が大変な状況になっていて、今までのニーズというものからむしろ、悲痛な叫びみたいになってきています。そういうときに具体的に司法関係で出していただく、例えば今の弁護士さんの派遣の費用なんかについても、司法関係から出していただくものも今相当法務省は知恵を絞っていただいていますけれども、しかし、こういう問題はむしろ例えば厚生労働省なんかでもっときちんやりなさいよというのは、やはり気付いた法務側からも通知をしていただきたい。多分厚生労働省からも今日は見えているのかもしれませんが、そこはきちっと対応しなければいけないんだと思います。

状況は大きく変わってきています。これは過去に、我々福祉サイドで医療問題が非常に起こったときに、例えば社会福祉法人が経営する施設には嘱託医を置けというんですね。医療の費用は制度を整え、医者をおらずこういう部分については置きなさいよということをして、それは費用の中にきちんとして織り込んで入れています。そういう仕組みをもう取らないと、特に人権擁護の問題と、虐待防止法上の問題、それから、障がいを持つ御本人さんたちの被害ですね。被害者になっているものというのは非常に深刻な状況になっています。特に高齢者の人たちがオレオレ詐欺だけではなくて、もういろいろな詐欺で大変な状況になっているという状況が来ているわけですから、これは気付いた司法関係からやはり厚生サイドにも通知をされて、こういう問題が起こっているけれども、これに対する対応はきちんとしてやるべきだということは、助言をしていただきたいと思います。

もちろん我々もそうやって致します。企業の皆さんの所でも、同じようにすごく困っていることが多いと聞いています。私が住んでいる島原半島というのは、中小企業ばかりなものですから、本当に大変な問題がいろいろ起こっているわけです。しかし、そういう所なんかでも実は中小企業との関係のいろいろな補助金の中にも、この弁護士さんたちに対する費用なんて入っていないんですね。そういうトラブルが起こったときに、いろいろな例えば国際的なものもそうだと思うんですけど、やはりこれは国あるいは行政がある意味ではそういうものを支援するという仕組みも、特にこの弁護士さんたちとか法の支配をきちんとしていく上で必要なものというのを検討する時期に来ているんだと思います。是非そういうのは、省庁間の連携をとることですけれども、そういう具合に具体的に一つずつ問題が起こったときに協議をしていただければと思います。

○小川部長 ありがとうございます。ほかにこの確保の方策というところで御発言ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次のテーマのほうに移らせていただきます。意見交換の三つ目のテーマといたしましては、ニーズに対応した法曹養成の在り方という点についての御意見を頂きたいというふうに考えております。

御承知のとおり、法曹養成全般につきましては、内閣官房の法曹養成制度改革推進室と法曹養成制度改革顧問会議においても検討がされておりますが、ここでは活動領域の拡大というほうの観点から、求められる法曹養成制度の在り方ということについての御議論を頂きたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○岡野委員 これは少し報告させていただいてもよろしいでしょうか。

今日お配りいただいた資料2, 3ページ目以降に出させていただきますけれども、この企業の分科会で議論をさせていただいている中に、そもそも現在の法曹養成制度が企業で活躍できる法曹を養成する制度になっているかということの様々な意見が出されました。分科会の役割は、そのこと自体を議論する場ではないということは重々承知しているのですが、やはり議論をしているうちにどうしてもその問題に突き当たってしまうということがありました。そこで、委員の方には本来の会合とは別に任意で2回ぐらい集まっていただいて、皆さんの意見を出していただく機会を持ちました。せっかくでしたので、そこに出てきた意見を一つにまとめるということではなく、各委員の意見のある程度列挙するということにもばらばらに聞こえるかもしれませんが、そのようなものでこちらに報告をさせていただければ大変有り難いということで、今日出させていただきます。これが事務局提出資料の中の資料2, 3ページ以降にある私の名前を出させていただきますというペーパーになっております。

ということで、飽くまでもこれは列挙みたいになっておりますので、一つの方向で何かがまとまっているわけでは全くございません。1ページ目、この資料としての1ページ目、資料の3ページになりますが、真ん中辺からですが、まず企業で活躍できる法曹に求められる素養や能力に関する意見をまとめたところです。

1で社会に求められる法曹像についての意見ということで、社会のニーズにこたえる法曹像を検討する際に最も重要な視点は、利用者の立場からアクセスが容易な法曹であるという観点の御意見があったと。2ポツが複雑化・グローバル化した現代社会では、多様な法曹像があるのだということで、いろいろな意見は出させていただきます。法曹が社会の多様なニーズにこたえ、特に企業の内外でその活動を支えることは、日本の社会経済活動の発展や産業の競争力強化にも資するものであるということの認識も示されました。

その上で2)ですが、企業内で活躍できる法曹に求められるものというのはどんなものだろうかという議論については、法曹としての企業法務分野での幅広い法律知識や法的思考力や法的な判断能力に加えて、企業に関わるビジネス自体についても関心を持って、企業活動全般に必要な語学も含めたコミュニケーション能力を備えて、戦略的かつ組織的な意思決定や業務推進に参画できる能力が求められると。スーパーマンみたいなことを書かせていただいておりますが、一応そういう議論があったということです。

そういうことを前提にしたときに、現代の法曹養成制度の在り方についてはどんな課題があるのかという意見を示したのがその次のページでございます。まず、法科大学院について様々な意見が出ました。

①の所、いわゆる先端的科目の充実に関する意見については、まず、法廷実務を主軸とする弁護士像にとどまらない多様な人材を輩出するためには、それに見合った多様な教育が必要なのではないかと。2ポツでは、具体的なビジネススクールとの共通科目の導入も考えられるのではないかと、これは企業を前提にしているというところです。3ポツ目では、法曹志望者自身が裁判実務以外にも多様な活躍をし得る法曹像を描き、企業内での法曹の活躍を将来のキャリア決定にいかせるようにするために、啓蒙的な科目を法科大学院の中に設けるのも一つの方策であろうという御意見がありました。

一方、その二番目は基本的科目の修得に関する意見ですが、法科大学院については、基本的科目の教育は重要であって、これがおろそかになる事態は避けなければいけないという強い意見ももちろんございました。特に企業で活躍する法曹であっても、裁判で争われた場合に法律

がどのように執行されていくのか十分な理解が必要であると。また、企業活動における法的リスクの要因を的確に予測して、かつ予防することやそれらを適切に制御して企業活動を支援するということは、そういったことを知らないといけないという強い意見もあったということです。

次のページにいきまして、基本的科目と先端的科目のバランスについてもそういう意味では御意見がありました。法科大学院では、あらゆる領域で活躍できる法曹となるためのコアな部分を修得するものとして、司法試験合格後にそれぞれがそれぞれの進路に合わせて必要な専門性を高めていくという方向もあるのではないかと御意見ももちろんございました。

加えて、法科大学院の運営に関する御意見もありまして、法科大学院教育の質と内容に関する再検討が必要であるといった中で、裁判官、検察官、弁護士といった実務家教員の拡充を目指したほうが良いという御意見がありました。また、教員に対する評価や修了生の進路に対する情報開示というのを法科大学院自身でももう少ししたほうが良いのではないかと。また、修了生の進路について把握し、的確な情報提供を行うことなどでキャリアサポートの充実もしていく必要があるのではないかと御意見がありました。

また、司法試験に関しては、司法試験において見るべきは、社会で求めている法曹としての基礎的な知識とその応用能力であると。実際に必要なスキルなノウハウ、実務能力は法科大学院での教育に始まって、その後の司法修習、法曹としての継続的な研修など時間を掛けて応用の部分はしっかり付けていきたいと思いますという御意見もありました。

また一方では、司法試験の合格率が低いために優秀な学生が法曹を目指さなくなっていることは、企業内で活躍できる法曹を養成するためにも望ましいことではないと。企業によっては、チャレンジ精神あふれる若い弁護士の採用を求める企業もあって、できる限り若く合格させるためには、年2回ぐらいの受験機会を提供してもらってもいいのではないかと。これは要するに合格するまでの期間の問題です。ここで議論を直接したわけではないですが、私が企業なんかでお聞きすると、やはり25歳ぐらいまでには企業に入っていたかかないと、企業内弁護士として将来キャリアパスを上っていただくには、なかなか25歳以降だと遅いという御意見もよく聴いているところでもあります。

3)で、司法試験合格後の研修・研鑽の在り方についての意見が幾つか出されまして、①では、企業、行政機関での研修を充実させることや企業内を想定したケーススタディに取り組むこと、コンプライアンスに関するテーマを取り扱うこと、英語を使う研修などが検討されてはどうかと。また、司法修習について裁判実務を中心とした修習内容になっているとしても、法曹が紛争解決の最終形である裁判手続についての知識やスキルをその養成課程におけるトレーニングの中心に捉えて、法的思考力・判断力を養っていくことは、極めて重要であるという意見も一方ではあったということでございます。

これに対し、裁判の前後における法的リスクやニーズ、裁判外での法律問題の諸相を捉えるべき修習内容としては、現在の司法修習は適切ではないのではないかと御意見もございました。また、企業内で活躍することを意識しつつ、かつ裁判との関わりを念頭に置いて取り組み得る修習の素材やプログラムの開発ということも今後必要ではないかということです。

また、弁護士会の取組については、法曹が各種の法律分野それぞれについて専門性を高めることは、企業内弁護士にとっても重要であります。所属企業が最も多く直面する法的問題は、それぞれの企業や産業によって全く異なる、専門的に特殊であることも多いということ

で、法曹資格を取得した後の十分な研修の機会、こういったものが弁護士会等の取組においても重要になってくるのではないかと。また、企業内での弁護士も利用しやすいように、弁護士会での各種研修は開催時刻の工夫やウェブを利用したe-ラーニングなどの研修の機会拡充も検討してもらってはどうかという御意見もありました。

また、法曹養成に関わる各機関の連携と役割分担については、企業内弁護士を育成するに当たっては、様々な経験期間や職務内容を考慮する必要があるということです。必要な素養や能力、専門性を身に付けるために、各段階でどのような研修、研鑽が必要か全体を俯瞰して検討していかなければならないということです。それに関していえば、各機関が提供する教育、研修内容に関して、そのリソース、特質、役割をいかして役割分担をしていく必要があるのではないかと、それをやっていく上で最後の丸ですけれども、それぞれの機関とその取組について全体を俯瞰し、企業内で執務する法曹の養成に関するコントロール・タワーとなるような機関が必要なのではないかとということにも触れております。

最後に、直接法曹養成の制度自体ではないのですが、学生の法曹離れが進んでいるということをよく聞きますが、これは司法試験合格率の低迷と、法曹になるための時間と費用に問題があるので、学生が法曹を目指しやすい環境をどう作っていくのかという観点から、時間とコストの問題を今後も検討する必要があるのではないかと。こういう御意見がありましたので、全体として取りまとめさせていただいて、今日御報告させていただきます。こういう機会を頂きまして、ありがとうございました。

○**小川部長** ありがとうございます。今、企業の側からの観点での法曹養成制度の在り方についてお話しございましたが、ほかにいかがでしょうか。

○**大島座長** 岡野委員からの企業分科会の御説明、大変多岐にわたる幅広いものですから、私どものほうから余り追加的なことはありませんが、むしろ全く同意する点が海外展開分科会からもございましたので、幾つか補足的に申し上げたいと思います。

今のお話を伺っていると分かりますけれども、企業がグローバルになってきている、したがって、その中でそういうグローバルな仕事に耐えられるような法務、法曹の事業と、こういうこととございますと、海外展開とかなりダブる所があります。海外展開は全て企業だけではないという例は先ほど申し上げましたが、企業の中にも大企業と中小企業がありますが、小さい所とで大分違いますので、もちろん分野はそれぞれ違いますけれども、ダブっている所もあります。したがって、念のため、御報告しておきます。まず、法科大学院の科目構成というのでしょうか、具体的にもう少し国際的な分野に目を向けた科目を入れていただくことが海外展開からも当然ありがたい。国際取引法とか人権法、国際知財法などいろいろな分野があるのではないかと思います。

また、幾つか具体的な事例が話題になりましたが、早稲田の法科大学院では、海外のロースクールと交換留学制度を持っているとのことでしたが、他の法科大学院でも広げたらいかかということです。

さらに、慶應のロースクールで行われたようですが、法科大学院修了生、卒業生や学生に短期留学も提供するというようなこともやっておられるようなので、このような制度も広めたらどうだろうかということです。

それから、法科大学院の修了生は司法試験の合格発表後、修習が始まるまでの間に半年近くあると聞いておりますけれども、この期間にロースクールのほうがアレンジをして、短期留学

ですとかプログラムを提供するとか、あるいは国際機関、海外業務を行う企業などでいろいろな経験ができる、特に国際的な経験ができるようなエクスターンシップというんでしょうか、企業なりに一旦短期間入って勉強するというような機会を作るようにロースクールのほうが工夫されてはいかがかということでもあります。

それから、司法修習ですが、先ほど御指摘があった所と重なりますが、そのカリキュラムにおいても国際的に活躍する法曹を育成できるようなことを考えたいかがでしょうか。特に、選択型実務研修修習というのがあると承っていますけれども、その中で外務省とか国際機関、海外業務を行う弁護士事務所、企業、そういう組織で修習することを検討できないだろうかと思います。この点は、最高裁が担当されていると伺っていますので、その分野で積極的な努力を頂ければと思います。

なお、先ほど「25歳以前」というお話でありましたが、やはり実務の面では、早く若い段階で実務に就いてもらいたいということだと思いますので、優秀な人材がそのような段階で活躍できるような機会を作るように今の制度に例えば飛び級とか、飛び入学という形で法曹の養成に関する時間を短くするという選択肢の検討もお願いしたいと思います。このような議論を踏まえながら私の考えとして申し上げました。

○小川部長 ありがとうございます。ほかに。よろしくをお願いします。

○田島委員 3年ぐらい前でしたか、厚生労働省の厚生科学研究の中で罪を犯した障がい者・高齢者の問題を検討している中で、実は法曹の皆さんたちの障がい者に対する認識度の調査を致しました。そのときは知的障がいというところをお願いしたんですけれども、まず弁護士会の弁護士の先生たちは、検察関係の皆さん、それから、裁判所の関係ということでお尋ねしたんですけれども、日弁連と検察庁はいろいろお力添えを頂きまして、相当数が見えてきたんです。裁判所関係はよく分かりません。ただ、個人的に私が知り合いの裁判官からお聞きをしたんですけれども、大体やってみたら似た数字が出てきました。知的障がい者についてよく分かっているよというお返事を頂いたのは数%でした。これは弁護士会も検察庁もそうでした。それから、裁判官の方も50名程度私が個人でお目に掛かってやったんですが、ここもやはり数%でした、分かっているとおっしゃったのはいませんでした。

ほかには、「本当を言うとよく分からない。困っているんです」という声をたくさん聴いて、改めて驚いたのは法曹関係の人たちは、障がいを持つ人たちのことはよく分かっていない人たちが大多数を占めるということが分かりました。分かっているという方の「よく分かっています」、「関心があります」と言われたのは、ほとんどが身内に障がい者をお持ちの方で非常に関心を持ってよく勉強しておられました。そこですごく思ったのは、まず法曹に関わる皆さんたちが成長していくときに、家庭の中での環境にしても、法学部に行ったりあるいは法科大学院に行ったり、そうやって法曹になられたんでしょうけれども障がい者と接する機会は全くないうちに成人されたのだらうと思います。これには本当にびっくりしました。そうかと改めて障がいを持った子たちの問題の所で気付いたことは知らない、よく分からないという所だと思います。みんなが気付かずに今までやってきたんだと思います。

是非ここでは、どう気付いていただくか、どう勉強していただくかということをおそらく法科大学院でも、特に修習のところで考えていただきたい。かつて私は宮城県におりましたときに、15年ぐらい前は司法修習生の人たちが宮城県の福祉事業団、県立施設に1週間ぐらい研修に来ておられたんです。私も毎年お会いしてお話をしたんですけれども、その人たちが仙

台弁護士会に所属されている人たちなんかは今でもお付き合いしていますけれども、非常に熱心に障がい者の問題なんかも関わっていただいている方が多かったです。たまたま修習のときにそうやって研修に来られて、各施設の中に入って見て、関心を持っていただいたということがご縁の始まりです。

その体験から申し上げますと、修習の段階から障がいを持つ人たちのことを広く浅くでも結構ですから、そこできちんとそういう人たちのことを知って、更に専門家集団がどこにいるかということも、誰に相談すればよく分かるかということさえ分かっていたら幸いです。ただ、今の法曹界の皆さんは、それがほとんどお分かりではないかと思えます。

それから、障がいを持つ人たちの所も非常に幅が広がりました。年を取るという形で障がいを持つ人たちも爆発的に今増えていっているわけです。そうすると、余計そういう面では法科大学院の中での研修の在り方と同時に、司法修習の所でも充実して欲しい。特に司法修習の所は2年だったものを1年に短くなっているわけですから、それでなくても大変だと思います。しかし、もうちょっと工夫をしていただいて、合格してから修習が始まるまでの期間を利用するか、それから、専門性を高めるための研修を修習が終わった後、例えば実務に就いたときに弁護士会辺りでどういう具合に基本的にきちっとやるかというのは、そういうものをしっかり検討いただければと思います。

三つの大きな機会があるんだと思うんですね。一つは法科大学院での時期、それから、もう一つは修習の時期、それから、実務に就いてから、多分裁判官とか検察官の方は相当長期間、1年とか2年とか長い期間きちっとした実務上の研修を受けておられると聞いておりましたけれども、弁護士さんたちの所は今そこで苦戦をされているような所があると思います。こういうのを踏まえて、やはり学ぶことがまず障がいを持つ人たちのことを知ることにつながる、学ばないと気付かないんだと思います。ここは是非取り組んでいただければと思います。

○小川部長 ありがとうございます。

○泉委員 おっしゃるとおりだと思います。法科大学院の方でも知恵を絞っている最中のようで、私のところにもいろいろ声も掛かってきています。福祉のニーズや自治体のニーズに合うような形で、カリキュラムの中に福祉科目を入れるとか、自治体の行政実務の実習を入れるとかいったことは可能だと思いますので、是非、視野を広く持って、いい形で法科大学院は進んでいていただきたい。これが1点目です。

二つ目は、司法修習に関してですが、合格してから司法修習がスタートするまでの期間や選択修習の期間を活用して、企業や自治体や福祉現場など、いろいろな所にそれぞれの志向性に合わせて触れ合えるような実習の機会を是非お作り願いたいと思います。

さらに、弁護士になった後の弁護士会の養成システムも重要だと思っています。私も弁護士会の一員ではありますが、今の弁護士会の養成システムは非常に前近代的で、職人氣質の徒弟制度の名残が続いているような状態です。そうではなくて近代的な養成システムを早急に作り上げていただきたい。この点、他の専門職団体の取組が参考になると思います。例えば、社会福祉士会では、生涯研修システムがとられており、研修の段階を積むに従って従事可能な業務が増えるという形になっています。また、より専門性のあるものに対する専門性認定制度を作ったりもしています。臨床心理士会では、5年ごとの資格更新制度をとっています。弁護士会においても、他の専門職団体の取組をヒントにしながら、これまでどおりではなくて、発想を新たにしっかりと取り組んでいただきたい。その中に例えば自治体に送り

出すような養成事務所であるとか、自治体で学んだ後に戻っていただけるような受入れ事務所であるとか、そういったこともしっかりと位置付けていただきたいと強くお願いしたいと思います。

○田島委員 今回の泉市長のお話のとおりで、研修は我々福祉の世界は相当、進んでいます。教員免許や社会福祉士なんかは実務研修が必要ですので、国家試験を受けるには、必ず実務研修をやる必要があります。それで、全国の社会福祉法人などの現場の所では、研修生を受け入れる仕組みを相当しっかり整っているんです。ですから、そういうカリキュラムを作っていただいて、現場の所に送っていただく仕組みさえしっかり作っていただければ、受ける所は相当しっかり既にほかの部分でできておりますから、司法修習生の人とかあるいは法科大学院の学生たちが来るというのは、むしろ歓迎されると思います。

私の所も幾つかの大学の経済学部の学生なんかの人たちがむしろゼミの研修で来て、今、学生が研修に1週間ぐらい入っています。それは、多分公認会計士だとか経済界ですから、一般企業に入られる皆さんなんですけれども、非常に一生懸命勉強していただいて、そこで1週間でも知ることによって非常に興味を持っていただいていると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小川部長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。いろいろと様々な観点から大変貴重な御意見を頂いたと思いますが、今日のテーマ全体を通じて、もし御発言がほかにもございましたら、この段階で何うようにいたしますか。

○泉委員 今日ちょっと厳しめの意見もあったんですが、最近の日弁連は、基本的に非常に頑張っていると思っています。これまでにないほどの頑張りをもちて変わろうとしておられます。そのことを最初に言うべきでしたが、抜けておりましたので、補足させていただきます。日弁連は非常に頑張ろうとしておりますので、更に一層加速をしていただきたいと思います。

○小川部長 ありがとうございます。

○田島委員 もう一つ、先ほどから申し上げましたように、多分厚生労働省でも目の前にいろいろな問題が出てきておりますので、非常に苦慮している所もあります。今一番問題なのは、高齢者の所なんかは包括的な支援の仕組みを作っているんですけども、そこに法曹の人たちの参加が少ないんです。やはりまだまだボランティアで期待しているという点もあると思います。それができないので、すごく困っているんです。

具体的にそれを費用を支払う業務としてきちっと考えるべきではないかということです。厚生労働省側でも非常にそういう機運が今出てきていますので、費用を支払う業務としてきちっと入れる、それにはどういう形に入れるか、よく検討する必要があります。弁護士の業務としては、どんなことがあるのか、内容や実施方法等は自分たちの所でなかなか分からない所がありますので、弁護士さんたちもいろいろな経験を持っておられますから、そこからの御意見とか充分聞くことが大切です。触法障がい者の研究関係者は、今随分検察から御意見を頂いて、すごく助かっているんです。今まで分からなかった捜査上の所でのいろいろな問題なんかも少しずつ理解が進んでいます。裁判になって結局刑務所に入って、そこから出てくる所はいろいろな仕組みを作ったんですけども、実はその何倍という形でもっとも前の入口段階の所の人たちがいる。そこも意見を少し聴いただけでも非常にみんな目覚めるといふ所がありますので、是非そういうのをまとめて意見交換する場をしっかりと作っていただければ非常に有り

難いと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○**小川部長** ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

それでは、時間の都合もごさいますので、この辺りで意見交換は終了とさせていただきたいと思ひます。大変いろいろな貴重な御意見を頂きましたので、座長のほうから本日の意見交換についての総括ということでお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○**大島座長** 大変活発かつ幅広い意見が出ておりますので、私がこの場で要領よくまとめられるかどうか分かりませんが、試みてみたいと思ひます。

まず、本日の意見交換の中で、活動領域の拡大に向けた法曹養成制度についての御意見が出ておりました。これのうちに皆さん方の御発言の中で共通する問題意識というものとしてまとめてみると、次のようなことになろうかと思ひます。したがって、考えながらまとめることとなりますので、その上で更に足すように等といったことがあれば、是非ご発言ください。

議論の中で、幾つか印象に残る点がありましたけれども、一番目は法曹の方が法廷実務にとどまらない幅広い分野の専門性を身に付けることの重要性が大変強調されたと思ひました。その観点からしますと、法科大学院における教育をそのような観点から更に充実させることが必要だという具体的な話もありました。例えば幅広い専門性を身に付けるための講座を多様なものとして作っていく、あるいは同じ講座でもこの講義の中身も密度の高いものにしていく必要があるわけで、それから、御指摘があった点ですが、採用側、企業として採用される等の場合ですけれども、法科大学院の教育の効果がどうなっているのかということのを的確に認識できるような厳格な単位修士修了認定などが求められているという御意見がありました。

それから、もう一つ幾つか重複して言及された点として、年齢が採用の障がいとならないようにするという観点から、法曹が企業等の組織内で活動する可能性を広げるためにも、学部の早期卒業や飛び入学を活用するなどして、法曹養成に関する期間を短縮するための制度の抜本的な見直しが必要なのではないか、そういう意見がありました。

また、養成についての幾つかの段階にかかわる意見がありました。まず、司法試験の終了から修習開始前の期間を活用し、いろいろなことができるのではないかと御指摘があり、例えば短期留学あるいは企業、自治体等へのインターン制度といった仕組みを構築してはどうかということが示唆されました。このような点を含めて法科大学院あるいは文部科学省、最高裁、法務省、日弁連が協力されることが重要だと思ひますので、是非お願いしたいと思ひます。

さらに、修習制度の一環であると思ひますけれども、幅広い分野の実務を経験するためにもその一環である選択型実務修習というのを充実させる必要があるのではないかと御意見がありました。活動領域の拡大に寄与する選択型実務修習プログラムの構築のために、最高裁において福祉関係者あるいは企業、公官庁に働き掛けて修習プログラムの受入先を組織的に確保すると、いろいろそういう余地はあるというお話を頂いたわけですけれども、そういう形で積極的に関与していただくことが必要だと思ひます。

以上、簡単に4点についてまとめました。もし追加的にこういうことということがあれば、是非承りたいと思ひます。

それでは、一応今の点でこれから事務局の方に私ども有識者懇談会の問題意識として内閣官房法曹養成制度改革推進室を通じて、法曹養成制度改革顧問会議にもお伝えいただくようお願いしたいと思ひます。特に今のような形でまとめることに御異議がなければ、私がこの内容

を書面にしまして、事務局にお渡しして、そのような段取りをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

それでは、今の内容を書面にして、後ほど事務局のほうにお渡しさせていただきます。是非顧問会議のほうにお伝えいただければと思います。よろしく申し上げます。

○小川部長 ありがとうございます。ただいまお話がありました点につきましては、顧問会議のほうにお伝えしますよう、内閣官房の法曹養成制度改革推進室に対して要請するようになりたいと思います。

○大島座長 意見交換の中で今後取り組むべき事項について、これも大変積極的な活発な幅広い御意見がありました。私として、特に以下のような点について具体的な取組をそれぞれの分野でお願いしていきたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、自治体等との連携の強化あるいは福祉の分野での市民のニーズにこたえとの観点から、次のような取組を各機関をお願いしたいと思います。

法務省におかれて、高齢者や障がい者への支援のために法テラスをいかに拡充していくべきかについて具体的な方策を検討し、その結果をこの有識者懇談会に報告していただきたいと思います。また、高齢者・障がい者支援への取組強化という観点から、本懇談会での議論を踏まえて関係する省庁と具体的な連携の方法を検討していただきたいと思います。

日弁連において、法律サービス展開本部を中核としてどのような具体的施策を講じるのかということについて、具体的なスケジュールをもってお示しいただきたいと思います。

2点目でございますけれども、企業や海外等への法曹の展開を拡充するという観点から、次のような取組をお願いしたいと思います。

日弁連において、中小企業にも視野を広げる形で積極的に団体や企業にアウトリーチをしていただき、法曹の採用枠の拡大を図るよう努めていただきたいと思います。

日弁連において更に、特に海外展開等の分野において潜在的なニーズを具体的な活動の場、いわば有効需要、につなげるための具体的な方策を検討して、これもこの有識者懇談会に報告していただきたいと思います。

法務省におかれては、法曹の海外展開の拡充の観点から関係しているいろいろな政府機関あるいは政府関係機関と連携をはかり、具体的な方針を示していただきたいと思います。

3点目としまして、ニーズに対する迅速な対応、人材の確保という観点から、法テラス、ひまわり公設事務所なども活用した人材の確保、供給と新たな分野に進出する弁護士のキャリアパスの構築のための方策を法務省及び日弁連でそれぞれ検討していただきたいと思います。

また、4点目としまして、法曹養成に関して先ほど取りまとめた、私が申し上げた内容の点につきまして、法務省及び法曹養成制度改革推進室を通じて法制制度改革顧問会議にも報告していただくことにしたわけでございますけれども、法務省及び日弁連においても、本日の議論における問題意識を踏まえて、文部科学省あるいは最高裁に対して法科大学院教育あるいは司法修習の充実に向けた具体的な方策を検討するよう働き掛けていただきたいと思います。

これらの問題については、もちろんいずれも各分科会において検討の上、次回の本懇談会で報告をしていただくようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

この点について特に追加的な話がなければ、以上について次回の有識者懇談会までに各分科会、今申し上げた所でいろいろ御尽力いただいて、分科会にも報告していただき、分科会でも議論していただいて、ここで報告していただきたいと思いますので、よろしくお願いたしま

す。

○**小川部長** ありがとうございます。予定の議題はこれで全て終了いたしましたので、若干時間ございますが、本日はこれで閉会ということにしたいと思います。

なお、次回の日程につきましては、追って御連絡を差し上げる予定でございます。

皆様、本日は活発な御議論どうもありがとうございました。

—了—